

新潟県立新潟南高等学校学習用タブレット端末利用規則

新潟県立新潟南高等学校学習用タブレット端末の利用について、規則を以下に定める。

1 学習用タブレット端末の利用者

利用者は、新潟県立新潟南高等学校に在籍する生徒とする。

2 利用上の留意点

- (1) 学習用タブレット端末の利用は自己責任を原則とし、その利用によって生じた損害は使用者がその責任を負うものである。
- (2) 学習用タブレット端末は家庭において充電し、学校活動において、常時使用できる状態にしておくこと。
- (3) 利用者は、貸与される学習用タブレット端末について細心の注意をもって管理し、適切な利用に努め、次の行為をしてはならない。
 - ・ 他者に使用させ、又は転貸すること。
 - ・ 売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - ・ 装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - ・ 学習活動以外に使用すること。
 - ・ 他者に対して、誹謗中傷又はそれに当たる身体への危害を加えること。
 - ・ ソフト（アプリケーション）をインストールすること。
 - ・ 回線に過大な負担を与えること。
 - ・ コンピュータウィルス等の有害プログラムを使用又は提供すること。
 - ・ 著作権等を侵害すること。
 - ・ 法令及び公序良俗に反すること又はそのおそれのあること。
 - ・ その他、学校が禁止すること。

3 利用の制限及び停止

- (1) 学校は、利用者が前項に定める事項に違反した場合、又は学校が不適切な利用と認めた場合は、当該利用者による利用を制限又は停止する。
- (2) 利用者は、学校から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

4 学習用タブレット端末の他者への利用制限

- (1) 学習用タブレット端末の利用者は、個人に付与されたアカウント等を適切に管理し、第三者が無断で学習用タブレットを利用できないようにすること。
- (2) アカウント等は学校が定めたとおりに管理し、第三者に漏れないようにすること。
- (3) 学習用タブレット端末を他者と貸し借りしないこと。
- (4) 他者の学習用タブレット端末を無断で使用することは、「なりすまし」行為に相当する点を理解すること。

5 その他

- (1) 利用者は、学習用タブレット端末の紛失・盗難があったとき又は損傷したときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・損傷届（様式第3号）を学校に提出すること。
- (2) 利用者は、学習用タブレット端末の不正利用等を覚知したときは、教職員に速やかに報告すること。
- (3) その他学習用タブレット等の利用に関しては、学校の指示に従うこと。